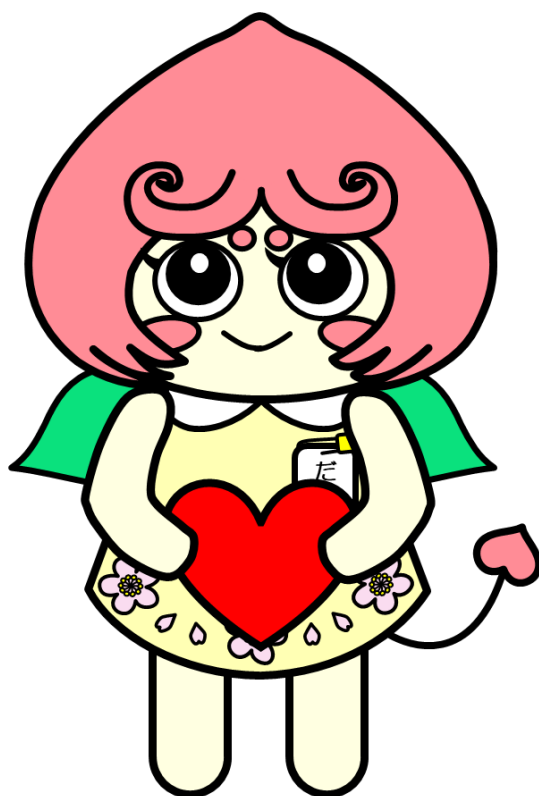


だて結婚新生活支援事業補助金 申請の手引き (令和7年度版)



伊達市「だってちゃん」

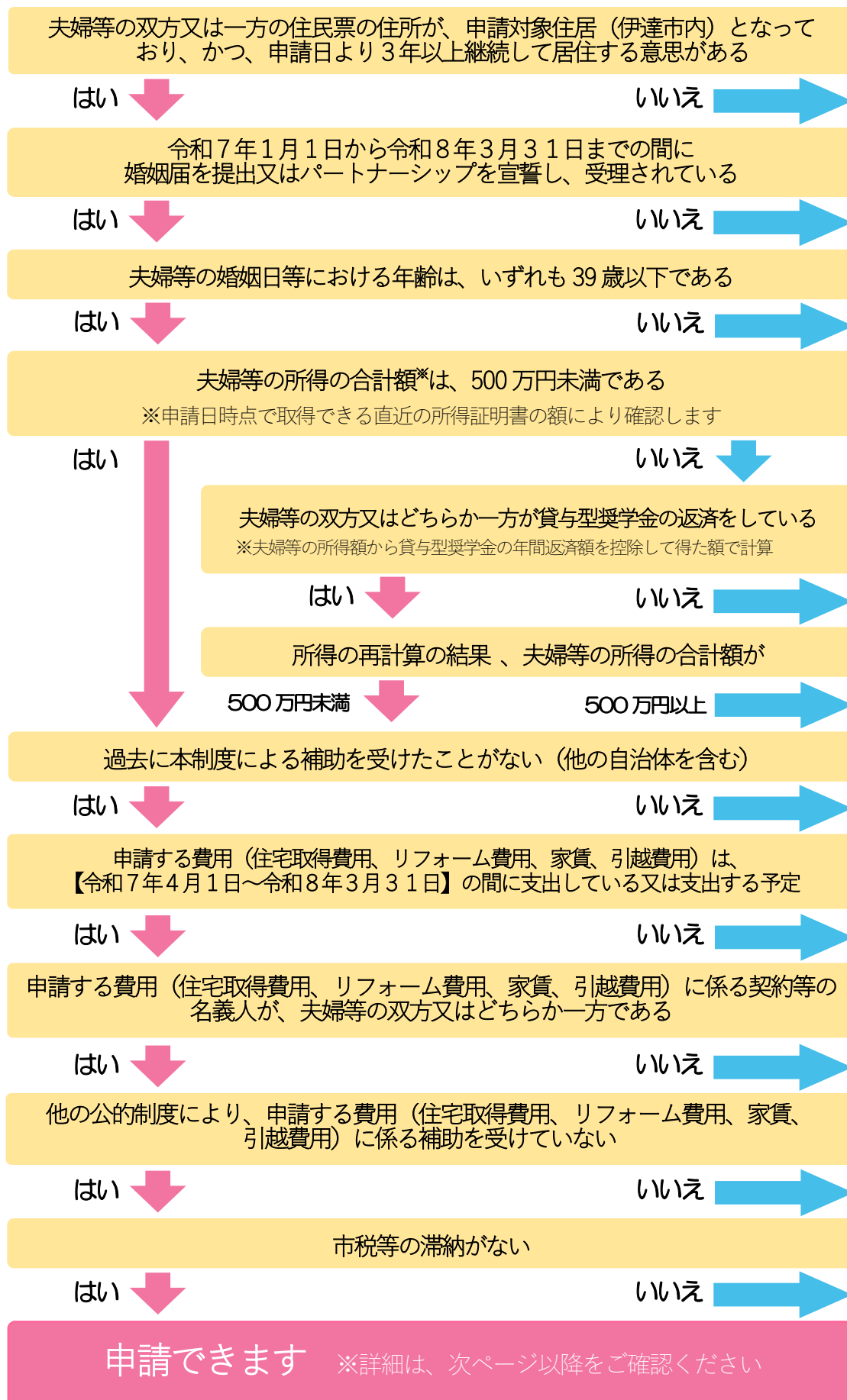
だて結婚新生活支援事業補助金に関するお問い合わせ

伊達市 未来政策部 協働まちづくり課 協働推進係
伊達市保原町字舟橋 180 番地 伊達市役所 東棟 3 階

電 話：024-575-1177（平日 8：30～17：15）

E-mail：kyodou@city.fukushima-date.lg.jp

申請前にご確認ください



該当しません

ご相談ください
（未成年、勤務先契約、低所得等やむを得ない事情がある場合のみ申請できる可能性があります）

ご相談ください
（内容により申請できる場合があります）

滞納分を納付いただければ申請できます

だて結婚新生活支援補助金とは

結婚等に伴う経済負担の軽減のため、39歳以下の新婚世帯（新たに伊達市でパートナーシップを宣誓した世帯を含む。以下同じ。）を対象として、伊達市に居住するための住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の一部を補助するものです。

なお、本事業は、内閣府による地域少子化対策重点推進交付金を活用し、少子化対策や定住化推進を図るものとして実施しています。

申請期間

令和7年6月 2日（月）午前8時30分 から

令和8年3月31日（火）午後5時15分 まで

※ 予算に限りがありますので、年度途中で事業が終了する場合があります。受付状況等については、市ホームページによりご確認ください。

申請方法

（1）事前確認

申請資格等の事前確認を行います。「申請に必要な書類」を準備し、電話予約の上、協働まちづくり課までお越しください。

※ 事前確認までに対象費用の支払いが完了しない場合等の理由により、必要書類が揃わない場合は、事前にご相談ください。

※ 予約がない場合、事前確認ができない可能性がありますのでご了承ください。

（2）申請書類の提出

事前確認の結果、申請可能となった段階で、交付申請を受け付けます。

※ 申請書の提出の際は、運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類を持参の上、原則、申請者ご本人または配偶者の方が直接窓口までお越しください。

※ 不足書類があった場合は申請書類をお受け取りできません。また、審査の中で、書類不備が判明した場合、再提出や追加書類の提出をお願いすることがあります。

（3）問い合わせ方法

事前確認の前に相談したいことがある方は、下記QRコードの問い合わせフォーム、または協働まちづくり課に電話にてご相談ください。

【担当窓口】

未来政策部 協働まちづくり課 協働推進係（市役所東棟3階）
電話：024-575-1177（平日8：30～17：15）

問い合わせフォーム



対象者

【令和7年1月1日から令和8年3月31日】の間に婚姻届を提出又はパートナーシップを宣誓し、受理された新婚世帯が対象です。

ただし、申請時において次の補助の要件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

補助の要件

- ☐ 新婚世帯の所得額（夫婦等の所得を合算した額）が500万円未満であること。
 - ※ 直近の所得証明書により判断します。（あくまで、収入ではなく所得で判断します。）
 - ※ 夫婦等の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、夫婦等の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満であること。
- ☐ 対象となる住宅が伊達市内にあること。
- ☐ 夫婦等共に婚姻日等における年齢がいずれも39歳以下であること。
- ☐ 補助金の申請をする日において、夫婦等の双方又は一方の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっており、かつ、申請日より3年以上継続して居住する意思があること。
- ☐ 住居費に係る名義人が、夫婦等の双方又は一方であること。
- ☐ 夫婦等の双方が市税を滞納していないこと。市外から転入している場合においては、転入前の市区町村税についても滞納していないこと。
- ☐ 夫婦等の双方又は一方が過去に内閣府が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- ☐ 補助対象世帯及び同一世帯の者全員に、伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等がないこと。
- ☐ 内閣府及び伊達市による補助金事業実施に係るアンケート等に協力すること。

対象経費

【令和7年4月1日から令和8年3月31日まで】の間に支出した「住居費（新築、購入、リフォーム、賃借）、引越費用」が対象となります。

※ 原則として、申請者本人または配偶者等が契約し、支払いをした費用が対象となります。

※ 期間内の支出が見込めない場合はご相談ください。

(1) 住居費（新築・購入の場合）

婚姻等に伴い取得した住宅の工事請負費または住宅の購入費（土地の購入費用は対象外）

※ 夫婦等の双方又はどちらか一方の名義で契約したものが対象となります。

※ 婚姻日等より前に取得した住宅は、婚姻日等から起算して1年以内に取得したものに限りです。

(2) 住居費（リフォームの場合）

婚姻等に伴い行った、住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※ 夫婦等の双方又はどちらか一方の名義で契約したものが対象となります。

※ 婚姻日等より前にリフォームを実施した場合は、婚姻日等から起算して1年以内に実施したものに限りです。

※ 倉庫又は車庫に係る工事費用及び門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用については対象外

(3) 住居費（賃借の場合）

結婚等に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

※ 原則として、婚姻日等以降の費用が対象となります。ただし、婚姻等の前から夫婦が同居していて、賃貸借契約書等により、婚姻等を前提に同居していることが確認できる場合は、婚姻等の前の同居期間の費用も対象となる場合があります。

※ 駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料、保証料などの費用は対象外です。ただし、保証金や契約一時金など、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できるものは、対象となる場合があります。

※ 賃貸費用を対象経費とする申請については、夫婦等それぞれの勤務先から「住宅手当支給証明書（様式第2号）」に証明をしてもらい、申請書に添付してください。（住宅手当の支給がない場合についても、勤務先からの「住宅手当支給証明書（様式第2号）※住宅手当が支給されていないことの証明」が必要となります）なお、申請時に離職していた場合でも、対象経費を支払った期間に就業していた場合は、提出が必要です。

(4) 引越費用

引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費

※ 不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引越した場合の費用は対象外

補助金の額				
区分 (一世帯あたり)	過疎地域 (梁川地域、霊山地域、月舘地域)		過疎地域以外 (伊達地域、保原地域)	
	29 歳以下 ^{※1}	30 歳～39 歳 ^{※2}	29 歳以下 ^{※1}	30 歳～39 歳 ^{※2}
住宅取得（新築・購入）、リフォーム	最大 90 万円	最大 60 万円	最大 60 万円	最大 30 万円
家賃、引越費用 ^{※3}	最大 60 万円			

※1……夫婦等両名とも 29 歳以下であることが条件です。

※2……夫婦等のどちらか一方でも 30 歳以上の場合はこの区分となります。

※3……住宅取得費用（新築・購入）またはリフォーム費用と一緒に引越費用を申請する場合は、上段の区分で申請いただけます。

例 1) 申請者（32 歳）と配偶者等（28 歳）が保原地域の賃貸物件に住む場合……最大 30 万円の補助

例 2) 申請者（25 歳）と配偶者等（26 歳）が梁川地域の居宅をリフォームする場合……最大 90 万円の補助

申請に必要な書類

次の（１）の書類と、対象経費別に（２）の書類が必要となります。

また、（３）に該当する場合は、さらに（３）のそれぞれの内容ごとに該当する書類が必要となりますのでご注意ください。

次の◎印の書類は、ホームページから様式のダウンロードが可能です。（協働まちづくり課、市民課及び各総合支所の窓口でも配布しています。）

（１）共通の添付書類（全員提出）

◎ 必要書類等チェックリスト

◎ 伊達市だて結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）

◎ 同意書兼誓約書（様式第 4 号）

○ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）

パートナーシップ宣誓世帯の場合は、パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カード

≪婚姻届受理証明書は婚姻届を提出した市区町村で、戸籍謄本は本籍地の市区町村で取得可能です≫

○ 住民票の写し（夫婦等双方の住所が記載されたもの）

《住民登録のある市区町村で取得可能です》

※ 申請日より、1 か月前以内に取得したものをご提出ください。

※ 世帯全員が記載されているもので、「続柄」が記載されているものを提出してください。

○ 夫婦等の令和7年度（令和6年分）所得証明書

《令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得可能です》

※ 6月中に申請する場合は、令和7年度（令和6年分）の所得証明書が発行できない可能性があります。その際は、前年度分に当たる令和6年度（令和5年分）の所得証明書を提出してください。

（令和6年1月1日時点で住民登録されている市区町村で発行）

※ 所得未申告の場合、申告が必要となる場合があります。

○ 夫婦等の完納証明書（市区町村が発行する証明書で申請日時点において市税等の未納がないことを証明するもの）

《住民登録のある市区町村で取得可能です》

※ 申請日より、1 か月前以内に取得したものをご提出ください。

※ 令和7年1月1日以降に転入の方は、前の市区町村の発行する完納証明書を提出ください。

（納めている税の種類によっては、伊達市の発行する完納証明書の提出いただく場合がございます。）

※ 市区町村によっては名称が異なる場合がございます。（例：市税等の滞納がないことの証明書）

（※確認のみ）

○ 窓口に来られる方（申請者又は配偶者等）の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）

（2）対象経費別の添付書類

ア 住宅を新築・購入した場合

○ 住宅の売買契約書または住宅の工事請負契約書の写し

※ 契約日、契約物件名（所在地）、契約者氏名、対象経費（建物代金）の金額、売主・買主双方の捺印があるものをご提出ください。

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払の内容、支払日（領収日）、支払先が記載されているものをご提出ください。

※ 原則支払者が夫婦等のどちらかである必要があります。

〈住宅ローン利用の場合〉

○ 住宅ローンの返済予定表

○ 引き落とし口座の写し

イ 住宅をリフォームした場合

○ 工事請負契約書の写し

※ 契約日、工事名称、工事内容、契約者氏名、請負者名の捺印があるものをご提出ください。

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払内容、支払日（領収日）、支払先が記載されているもの

※ 原則支払者が夫婦等のどちらかである必要があります。

〈契約書や領収書に工事内容の内訳が記載されていない場合〉

○ 内訳がわかる見積書等の写し

※ 作成日、依頼者の氏名、工事項目及び仕様、金額の内訳が明記され、作成者の捺印があるものをご提出ください。

ウ 住宅を賃借した場合

○ 賃貸借契約書の写し

※ 契約日、契約物件名、契約者氏名、対象経費の金額、内訳、借主・貸主双方の捺印があるものをご提出ください。

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

※ 交付申請書（様式第1号）に記載した経費のすべてについての領収書をご提出ください。

※ 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているものをご提出ください。

※ 原則支払者が夫婦等のどちらかである必要があります。

◎ 住宅手当支給証明書（様式第2号）

※ 勤務先に記入していただくものです。法人の場合は社印、個人事業主の場合は代表社印の押印が必要です。

※ 住宅手当を受けていない場合でも、「支給していない」に○がついているものを提出してください。

※ 申請する賃料・共益費の支払月に給与所得があった場合は、申請時点で離職している場合でも必要です。

※ 自営業である場合、または申請する賃料等の支払月以前から無職であった場合は、同意書兼誓約書（様式第4号）にその旨を記載しチェックしてください。

エ 引越をした場合

○ 支払いの内訳がわかる領収書等の写し

※ 支払者の氏名、金額、支払内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているものをご提出ください。

※ 領収書で引越先の住所が確認できない場合は、見積書等、住所がわかる書類も添付してください。

※ 原則支払者が夫婦等のどちらかである必要があります。

(3) 該当者のみ提出する添付書類

ア 夫婦等の双方または一方が離職し、申請日において無職の場合

- 無職であることの申告書（様式第3号）
- 離職したことが確認できる書類（離職票または退職証明書等）
 《退職したお勤め先にご相談ください》

イ 貸与型奨学金の返済を行っている場合

- 貸与型奨学金の返済金額を確認できる書類（返還証明書など）
- ※ 夫婦等の合計所得額から、貸与型奨学金の返済額を控除します。
- ※ 令和6年分（令和6年1月1日～12月31日）の返済額が確認できる書類を提出してください。ただし、6月中に申請される方で、令和6年度（令和5年分）の所得証明書を提出する方は、令和5年分（令和5年1月1日～12月31日）の返済額が確認できる書類を提出してください。

ウ 他の公的制度により、申請する費用に係る補助を受けている場合

- 対象経費や交付額がわかる書類（交付決定通知書など）

★申請をする前に、必要書類が揃っているか、記載内容に間違いや漏れがないか、「必要書類等チェックリスト」を確認し、チェックしてください。

交付申請後の流れ

- 申請内容や提出書類に不備等がなければ、申請者の住所に交付決定通知書と請求書が郵送されます。
- 請求書に申請者の口座情報を記入し、通帳等の写しを添付の上、伊達市協働まちづくり課までご提出ください。（郵送での提出も可能です。）
- 請求書の提出後、指定口座への補助金の振込みについては、原則、約2～3週間後となります。振込みのお知らせはありませんので、別途、記帳やネットバンキング等で振込みされていることをご確認ください。